

機関番号：12102

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2009～2010

課題番号：21730623

研究課題名（和文） 学校第三者評価に関する英豪比較研究

研究課題名（英文） Comparative Study of Third Party School Evaluation between United Kingdom and Australia

研究代表者

佐藤 博志 (Hiroshi Sato)

筑波大学・大学院人間総合科学研究科・准教授

研究者番号：80323228

研究成果の概要（和文）：

この研究によって、オーストラリアの方がイギリスよりも、学校側の意向を尊重した学校第三者評価であることが明らかになった。イギリスの学校第三者評価は、客観的・科学的であるが、非常に厳格であり、評価疲れの感があることも否めない。オーストラリアの学校第三者評価には、課題もあるが、その子どもの学びと教育専門家の成長を重視する教育経営の考え方は、日本の学校に示唆が与えられる。最近、両国で新たな改革が進められているため、今後引き続き研究する必要がある。

研究成果の概要（英文）：

I found that the third party school evaluation in Australia makes more respect schools' situation and opinion than the evaluation in England by this study. It seems to me that principals in United Kingdom (England) would be tired from coping with the evaluation, although the evaluation is objective and scientific one. The evaluation in Australia has also some problems. However the ideas of educational management in Australia which respect children's learning and professional developments as important ones give suggestions to schools in Japan. I need to continue to make a study as new reforms were carried out in both of the nations recently.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	500,000	150,000	650,000
2010年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
年度			
総計	1,000,000	300,000	1,300,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：教育学・教育学

キーワード：オーストラリア、イギリス、第三者評価、学校評価、学校改善

1. 研究開始当初の背景

日本では、イギリスの学校第三者評価の研究が行われてきた。その代表作として、高妻伸二郎『イギリス視学制度に関する研究』（多賀出版、2007年）があげられる。だが、2000

年代中葉以降の動向については、研究の蓄積が少ない。一方、オーストラリアの学校評価研究は、日本では応募者のものを除くと皆無である。例えば、学校第三者評価の先行研究として、木岡一明・窪田眞二編著『学校評価

のしくみをどう創るかー先進5カ国に学ぶ自律性の育て方』(学陽書房, 2004年)があるが、同書ではオーストラリアは扱われていない。さらに、イギリスとオーストラリアの学校第三者評価の比較研究は、日本と外国の両方で行われていない。本研究は、学校第三者評価の英豪比較研究を行い、内外の先行研究の水準を乗り越えようとするものである。

第三者評価を研究する場合、外国研究によって新たな視点や考え方を得ることが一つの有効なアプローチであろう。そこで、本研究は、第三者評価に関して先進的な取り組みをしているイギリスとオーストラリアを対象国に設定する。イギリス(イングランド)では1992年から教育水準局(Ofsted)を設置し、インスペクターが第三者評価を進めている。2005年以降、教育水準局による第三者評価は、学校の自己評価を重視するようになってきた。オーストラリア(ビクトリア州)では1993年に教育省内に学校評価局を設置し、研究者・民間会社等による第三者評価を推進してきた。2005年からは、学校のニーズに対応した第三者評価を導入している。このように両国では、学校改善につながる第三者評価が行われているため、研究対象国に設定した。さらに、本研究はイギリスとオーストラリアの比較研究を行い、両国の第三者評価の長所と課題を対比し、考察する。その上で、日本への示唆を得たいと考える。

2. 研究の目的

本研究は、学校第三者評価に関して、イギリスとオーストラリアの比較研究を行い、学校改善につながる第三者評価の在り方を説明することを目的とする。

複数の国で現地調査を行う場合、研究の目的を具体化した共通の研究設問(リサーチ・クエスチョン、何をどこまで明らかにするか)を設定しておく必要がある。研究設問は次の通りである。

(1) どのような人が第三者評価者に任命されているか、その評価能力は十分か。(2) 第三者評価の実施手順はどうなっているか。特に学校訪問評価(授業観察を含む)はどのように実施しているか。評価の客観性・妥当性を担保するために、どんな工夫をしているか。(3) 第三者評価報告書は学校側の意見を考慮して作成しているか。第三者評価報告書は学校改善に役立てられているか。もし役立てられているとすれば、学校管理職・教職員(主任層)のどのような取り組みがあったのか。(4) 第三者評価システムとその運用は、現地の関係者から見て、どのような長所と課題があるか。第三者評価実施機関側と学校側で、どのような見解が出されているか。見解の相

違点があるとなれば、なぜ相違が生じているのか。現地の研究者は、自国の第三者評価の長所と課題をどのようにとらえているのか。(5) 第三者評価の基盤にある思想(公共理論、教育理論、学校論)はどのようなものか。市場原理の考え方が、それとも別の考え方が。これらの問いを基盤に進めていきたい。

3. 研究の方法

応募者(研究代表者)は、2006年にイギリス、2007年にオーストラリアを訪問し、学校経営に関する研究を行った。同調査で得た人脈を活用して、本研究は、現地調査を実施し、学校等への訪問と聞き取り調査も行う。第一に、イギリスの学校第三者評価システムについて文献研究・調査分析を行い、その長所と課題を考察する。第二に、オーストラリアの学校第三者評価システムについて文献研究・調査分析を行い、その長所と課題を考察する。そして、イギリスとオーストラリアの比較を行うところに、本研究の方法上の特徴がある。

イギリスの学校第三者評価は、厳格な学校査察として、日本に紹介されてきた。しかし、最近の動向については十分検討されていない。本研究は、最新のイギリスの動向を研究するものである。一方、オーストラリアの学校第三者評価は学校ニーズに対応しており、国際的にきわめてめずらしい。しかし、日本にはまったく紹介されていない。本研究は、このようなオーストラリアの学校第三者評価を対象としている。学校第三者評価の英豪比較研究は国内外で前例がないため、新たな知見が期待できる。

4. 研究成果

この研究によって、オーストラリアの方がイギリスよりも、学校側の意向を尊重した学校第三者評価であることが明らかになった。イギリスの学校第三者評価は、客観的・科学的であるが、現在も非常に厳格であり、校長に評価疲れの感があることも否めない。具体的には次の通りである。

第一に、オーストラリアとイギリスでは、退職校長、地方教育行政前職員、研究者が第三者評価者に任命されている。オーストラリアでは、評価者の能力は比較的高いが、イギリスではばらつきがある。

第二に、第三者評価の手順は、評価者の事前調査、学校訪問調査・視察・協議会、事後の勧告書の作成と送付である。この点、イギリスの方が厳格に行っている。

第三に、オーストラリアでは、第三者評価報告書は学校側の意見を考慮して作成されている。しかし、イギリスではさほど考慮されていない。

第四に、第三者評価システムは、学校改善を促すという長所がある。しかし、オーストラリアではマンネリ化、イギリスでは厳格すぎるという課題も残されている。オーストラリアを例にとると、一回目の第三者評価は、どの学校も初めての経験であり、新鮮で刺激的なものとして受け止められた。しかし、二回目以降は、校長は、前回と同じような指摘が再び示されたとの印象を持つようになった。そして、「第三者評価者からの指摘が一般論である。」「学校がすでに分かっていることの指摘に終始した。」「すべての項目に対する肯定的な意見が出された。」と考えるようになったのである。

第五に、オーストラリアでは、第三者評価の基盤に、子どもの学びと教育専門家の成長を教育経営の中心に位置づける考え方が存在している。一方、イギリスでは、市場原理と品質保証の思想が基盤にある。オーストラリアでは、学校評価の各領域のデータは次の問いを通して検討される。「①学校はどのような成果を達成しようとしていたのか？ ②学校はどのような成果を達成したのか？ ③学校はなぜ成果の改善を達成できたのか、できなかったのか？ ④学校は、成果の改善を達成するために、どのようにリソースを活用したのか？ ⑤学校は、将来も改善を続けるために、何をできるのか？」このような問いかけ方式の学校評価は学校の教育専門家の省察を促すものである。

オーストラリアの学校第三者評価の子どもの学びと教育専門家の成長を教育経営の中心に位置づける考え方は、日本の学校に示唆が与えられた。以下では、日本への示唆について考察する。

日本の現代教育改革の直接的な起点は、1998年の中央教育審議会答申「今後の地方教育行政の在り方について」であろう。同答申は、橋本内閣が推進した行政改革・地方分権化の潮流に乗って、学校の自主性・自律性を掲げ、教育政策の新たな息吹を感じさせた。

こうした動向の中、学校教育の質保証の観点から、学校評価が政策の重要課題になった。2002年4月1日施行の小・中学校設置基準制定および高等学校設置基準等改正によって、学校の自己評価と情報の積極的提供が規定された。その後、ほとんどの公立学校で自己評価が行われるようになり、いくつかの自治体では学校関係者評価も導入されてきた。

2006年、文部科学省は学校評価ガイドラインを策定し、学校評価に関する概念を整理した。文部科学省は、教職員が行う学校評価を「自己評価」、学校評議員、PTA 役員（保護者）、地域住民等が行う学校評価を「学校関係者評価」、専門家（教育行政職員、退職

校長、研究者等）が行う学校評価を「第三者評価」と呼んでいる。これを受けて、現在、各自治体の教育委員会は、自己評価と学校関係者評価を推進している。

以上の動向の下、いくつかの問題が生じている。第一に、学校評価の基準の不在である。一般に、評価という行為には基準が必要である。基準のない評価は主観的・恣意的になる可能性がある。これは、学校の第三者評価の場合も例外ではない。どんなに優れた専門家を評価者として集めても、基準がなければ、「この学校の成果は何と比較して良いのか。」「どこまで達成することが望ましいのか。」が分からない。当該学校に勤務している教職員が学校の自己評価を行う場合、基準がなければ、客観的な評価を行うことはきわめて難しい。

第二に、第三者評価と自己評価の位置関係が明確になっていない。第三者評価は、学校外部の専門家が客観的に学校を評価することを意味する。ところが、第三者評価は、自己評価結果の妥当性を高めることを目的としているのか、学校を独自に評価しようとするのか、明らかにされていない。仮に、後者の場合、第三者評価において、自己評価結果は数あるデータの一つとみなされる。これでは、学校現場で子どもと向き合っている教職員の知見が尊重されないことになる。その結果、第三者評価は学校を統制する意味合いが強くなり、教職員の反発を招くだろう。教職員に受容されなければ、第三者評価の結果は教育活動の改善に結びつかない。教育活動の主体は教職員だからである。

以上のように課題を把握すると、学校第三者評価に関する日本への示唆は次の通りである。

第一に、日本でもベンチマークが必要であろう。イギリスとオーストラリアでは学校評価の基準としてベンチマークが策定されている。ベンチマークを策定することによって、学校評価の妥当性を高めようとしている。しかも、全体のベンチマークだけでなく、学校群ベンチマーク策定している。学校群とは、生徒の経済的・言語的背景が類似している学校をまとめたグループである。学校群ベンチマークは、各学校の経済的・言語的背景に適した学校評価基準を提供するために、策定されている。日本でも、学校の背景を考慮した評価基準の策定が必要と考えられる。

第二に、オーストラリアの第三者評価の役割は、学校自己評価報告書の妥当性の確認および改善とされている。この点は、日本の第三者評価と自己評価の関係を整理するために示唆的である。オーストラリアでは、外部評価会議において外部評価者と学校パネル（校長、教頭、教務主任、学校審議会会長）の間で意見が交換され、学校自己評価報告書

の改善点を明らかにする。その上で、外部評価者は外部評価報告書を作成する。つまり、外部評価は、学校の意見を考慮し、学校自己評価報告書の改善を意図している。このような外部評価は自己評価をベースとしており、評価における学校の主体性を尊重しようとしている。

日本でも、いずれ第三者評価と自己評価の位置関係が問題になってくるだろうが、学校の自主性・自律性と第三者評価を両立させるためには、自己評価をベースとする方式が適切であろう。

最後に今後の研究課題について述べたい。最近、オーストラリアでは、連邦政府の主導により、各学校の全国学力テスト結果が公表されている。こうした背景の下、学校へのプレッシャーが高まるようになった。イギリスでは、現政権によって教育予算の削減、および学校第三者評価機関の縮小が企図されている。予算の削減によって、少ない予算で成果をあげることが、これまで以上に、学校に求められるだろう。さらに、イギリスとオーストラリアの両方で、子どもの発達に関わる教育問題が高度化・複雑化したため、学校経営と教育実践が困難になってきた。学校経営を担う校長が多忙になり、そのストレスが増加していること、校長職自体の人气がなくなってきた。このような動向をふまえて、さらなる研究を行うことが今後の課題である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計3件)

①佐藤博志, オーストラリアにおける教員養成と教員資格制度, 教育資料, 1154 巻, 2011 年, 22-23 頁 (査読無)

②佐藤博志, 「教職員の職能開発」に必要な校長の着眼点, 悠プラス, 27 巻 11 号, 2010 年, 96-97 頁 (査読無)

③佐藤博志, オーストラリアにおけるニューパブリックマネジメント教育改革の特質—学校教育の規制緩和と基本原理の確立—, 日本比較教育学会『比較教育学研究』, 39 巻, 2009 年, 44-58 頁 (査読無)

[学会発表] (計2件)

①佐藤博志, オーストラリアの教育改革—学校経営, オセアニア教育学会第 14 回大会, 2010 年 12 月 12 日, 東京学芸大学

②佐藤博志, The Changing Landscape of Self-Managing Schools in Victoria, Australia: A Historical Examination from 1993 to 2008 and Suggestion for Future, 日本比較教育学会第 45 回大会, 2009 年 6 月

28 日, 東京学芸大学

6. 研究組織

(1) 研究代表者

佐藤 博志 (SATO HIROSHI)

筑波大学大学院・人間総合科学研究科・准教授

研究者番号: 80323228

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし